

(その1)

収 支 報 告 書

- (ふりがな) は っ と り ち あ き こ う え ん か い
- 1 政治団体の名称 はっとり千秋後援会
- 2 主たる事務所の所在地 岡山市北区伊島町2-20-18
- 3 代表者の氏名 服部千秋
- 4 会計責任者の氏名 服部千秋

事務担当者の氏名 服部千秋

電話番号 070-5667-0963



(この欄は記入しないこと。)

☐ 解 散

※ 報告対象年の収入額、支出額がともに「0」の場合は、緑色の様式（様式その1、その2、その17及びその20）のみ提出してください。

資金管理団体の指定の有無

☒ 有 ☐ 無

公職の種類 衆議院議員(現・候)

(※) 選挙区名 衆議院岡山県第1選挙区

資金管理団体の届出をした者の氏名 服部千秋

※選挙区名の欄は、選挙区がある場合にのみ記入。

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 5 年 8 月 10 日 から

令和 5 年 12 月 31 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

令和 5 年分 ※該当箇所に☑をすること。

政治団体の区分

- ☐ 政 党
- ☐ 政 党 の 支 部
- ☐ 政 治 資 金 団 体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
- ☒ そ の 他 の 政 治 団 体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
- ☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 服部千秋

公職の種類 衆議院議員(現・候)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 5 年 8 月 10 日 から

令和 5 年 12 月 31 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

収 支 の 状 況

						十億		百万		千		P
収入総額												0
(前年からの繰越額)												0
(本年の収入額)												0
支出総額												0
翌年への繰越額												0

(1) 個人の負担する党費又は会費					
金	額	十億	百万	千	
員 数	(党費又は会費を納入した人の数)				

(2) 寄 附								
ア 寄附(イを除く。)の区分		金 額						備 考
		十億	百万	千	円			
(ア) 個 人 か ら の 寄 附							0	
(う ち 特 定 寄 附)							0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附							0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附							0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)							0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)							0	
イ 政 党 匿 名 寄 附							0	
合 計 (ア + イ)							0	

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 5月29日

政治団体の名称 ほっとり千秋後援会

会計責任者の氏名 服部 千秋

※解散する場合以外は、代表者の氏名は記入しないでください（通常は未記入となります。）。
※解散する場合であっても、解散する年の収支報告書にのみ、代表者の氏名等を記入してください。

代表者の氏名 _____

※解散の場合は、解散届も必要となります。

（備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者本人及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和6年5月28日

はっとり千秋後援会

代表 服部 千秋 殿

登録政治資金監査人 土田 裕己

登録番号 第5786号

研修修了年月日 令和3年7月9日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、はっとり千秋後援会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、はっとり千秋後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。
なお、政治資金監査の対象期間においてははっとり千秋後援会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

はっとり千秋後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上